

# 熊野町事業継続応援金

— 令和2年6月30日より受付開始 —

## ■概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援することを目的として応援金を支給します。

## ■支給対象者

申請時点で、以下の条件を全てに該当している事業者が対象です。

①令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。

②国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。

③今後も町内において事業の継続の意思があること。

④町税等の滞納がないこと。

⑤熊野町暴力団排除条例に掲げる暴力団等に該当していないこと。

⑥すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。

※セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を熊野町から受けている、または、これから受ける予定の事業者の方でも、申告書により、セーフティネット保証4号相当であると認められる場合には対象となります。

## ■給付金額

1事業者10万円を支給します。

## ■申請方法

令和2年6月30日から令和2年7月31日までの間に、次に掲げる書類を原則、郵送にて提出してください。なお、申請期限を過ぎた時点でも支給対象要件に該当した場合は、随時、受付しますので、申請を行ってください。（※申請書等の様式は、町ホームページでダウンロードしてください。）

①熊野町事業継続応援金給付申請書

②誓約書

③法人の名義の振込先口座の通帳の写し（※法人の場合のみ）

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し及び本人確認書類（※個人事業者の場合のみ）

④申告書（セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けている、または受ける予定の事業者のみ）

⑤売上高減少が確認できる書類（SN4号認定者はSN4号申請書に記載の年月のもの。SN5号・危機関連保証の認定者は、申告書に記載の年月のもの）

## ■申請書類提出先・お問合せ先

〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町総務部 産業観光課 TEL：082-820-5602

# 熊野町事業継続応援金 支給可否フローチャート

次の要件を全て満たしている

- ①令和2年3月以降にセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機感連保証の認定を受けている、または、これから受ける予定である。
- ②国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。
- ③今後も町内において事業の継続の意思があること。
- ④町税等の滞納がないこと。
- ⑤暴力団等に関与していないこと。
- ⑥すでに応援金の給付を受けていないこと。

いいえ

はい

熊野町からの認定はセーフティネット4号保証である。

いいえ

はい

以下の書類を産業観光課へ提出してください。

- ①熊野町事業継続応援金給付申請書
- ②誓約書
- ③振込先の通帳の写し
- ④SN4号の申請書に記載する売上高等の確認ができるもの（試算表、売上台帳等）

申告書（様式第3号）に記載の計算で売上高を比較すると20%以上減少した。

※創業して1年未満の事業者は様式第4号～6号を使用してください。

いいえ

はい

上記の申告書と以下の書類を産業観光課へ提出してください。

- ①熊野町事業継続応援金給付申請書
- ②誓約書
- ③振込先の通帳の写し
- ④申告書に記載する売上高等の確認ができるもの（試算表、売上台帳等）

支給対象外

申請内容を審査し、給付要件をクリアの場合、指定口座へ10万円給付